

消費生活相談体制の強化について

～ 県北、県南へのサブセンターの設置～

消費生活室

1 目的

複雑・多様化する消費生活相談に迅速・的確に対応できるよう、県北・県南に生活センターのサブセンターを設置することにより、市町村相談窓口の強化支援、広域的な支援体制の強化を図る。

なお、サブセンターの設置については、「秋田県・市町村協働政策会議（平成21年10月13日開催）で合意されている。

2 現状と課題

(1) 広域的な対応が必要な相談や消費者事故等に対し、県と市町村のより一層の連携が求められている。

(2) 専任の相談員を配置している市町村は少なく、全体的に相談体制が脆弱である。

(3) 各地域振興局（秋田地域を除く）に1人ずつ消費生活相談員を配置しているが、複雑・多様化する相談内容に対し、多面的な対応が求められている。

3 サブセンターの概要

(1) 実施事務

消費生活相談への対応 市町村相談員の実践的研修 被害防止のための注意喚起や消費者啓発 市町村や地域の関係機関等とのネットワーク構築 等

(2) 職員配置

県職員 消費生活相談員 市町村職員

4 期待される成果

(1) 広域的な支援体制

市町村窓口が受け付けた困難事案に対する県の迅速なサポート
消費者トラブル発生時の近隣市町村への迅速な注意喚起

(2) 市町村職員のスキルアップ

消費生活相談員とともに相談業務を行うことによる実践的なスキルアップ

(3) 複数の相談員を配置するスケールメリット

チーム力の発揮による困難事案の速やかな解決
地域に出向いた啓発活動の強化による被害の未然防止

5 スケジュール

設置場所の選定	平成22年9月まで
設置工事等	平成22年10月から23年3月まで
相談窓口等の開始	平成23年4月

【イメージ図】

